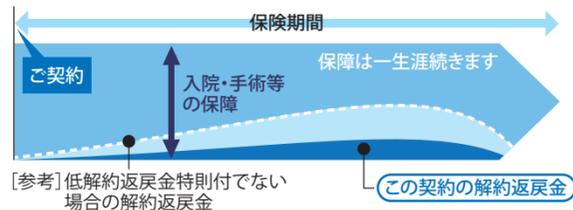


● 解約返戻金について

- この保険は、保険期間を通じて解約返戻金が低解約返戻金特則付でない場合の30%の水準となっております。このため、解約返戻金は主契約・特約とも払込保険料累計額を下回ります。*ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)には保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- 解約されますとご契約は消滅しますので、以後の保障はなくなります。



● Q&A お客さまからのご質問にお答えします。

Q 本人がガンと知らないときは給付金を請求できないの?

A 代理請求人が被保険者に代わってガン入院給付金等を請求いただけます。

▶ガン入院給付金等は通常被保険者ご本人に請求いただけますが、被保険者がガンと知らされていない場合等ガン入院給付金等を請求することができない特別な事情があるときは、代理請求人がガン入院給付金等を請求することができます。

代理請求人の種類

指定代理請求人	代理請求人
ご契約者が被保険者の同意を得て、約款所定の範囲内であらかじめ指定した方。 例:被保険者の配偶者、親、子、兄弟姉妹等	指定代理請求人が指定されていない場合、または指定代理請求人が代理請求することができない特別な事情がある場合に、被保険者との関係が約款所定の範囲内である方。

Q 給付金が支払われない場合があるの?

A たとえば次のような場合には、給付金等をお支払いできません。

給付金等をお支払いできない場合	例
ガンの保障が始まる前(ガン給付責任開始期前)に、ガンと診断確定された場合	ご契約後に健康診断で胃の異常を指摘され、精密検査の結果、ガン給付責任開始期前に胃ガンと診断確定されたとき *ご契約者・被保険者がガンと診断確定された事実を知っているか知らずににかかわらず、ご契約は無効となります。
故意または重大な過失により事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知され、「告知義務違反」としてご契約が解除されたとき	ご契約前の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書にて正しく告知せず加入し、ご契約1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝臓ガン」で入院されたとき
第1回保険料のお払込みがなく、ご契約が無効となったとき	—
保険料のお払込みがなく、ご契約が失効していたとき	—
お支払対象とならない手術を受けられたとき(ガン手術給付金の場合)	・大腸のポリープ(良性)の摘出術 ・診断・検査(生検(せいけん)、腹腔鏡検査等)を目的とした細胞の摘出術等
ガンの治療以外の目的での入院や、入院の必要がない場合、医師のもとで治療に専念していない場合等	肺ガンで通院治療中に、急性心筋梗塞の治療を目的とする入院をされたとき

*詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

健康で快適な生活を応援します!

満点生活応援団

<サービス内容とご利用時間>

カテゴリー	サービスメニュー	ご利用時間
健康・医療	看護師相談/メディカルオピニオンサービス/おくすり相談/医療機関総合情報提供/紹介状発行サービス/人間ドック紹介/PET検診紹介/脳ドック検診紹介/ヘルスチェックサービス/脳卒中専門相談/メンタルヘルス相談	年中無休 24時間受付
介護	介護相談/介護・福祉総合情報提供	年中無休 午前10時~午後10時
暮らし	育児・子育て相談	年中無休 24時間受付
	暮らしのトラブル/税務、年金・資産運用相談/社会保険労務士相談/暮らしの情報提供	平日 午前10時~午後5時
家事代行業者紹介	家事代行業者紹介	年中無休 24時間受付

*「満点生活応援団」は、当社の保険商品の保障の一部ではありません。当社が提携する株式会社保健同人社、ダイヤル・サービス株式会社および株式会社安心ダイヤルが提供するサービスです。
*サービスの内容、時間等は2014年8月現在のものであり、予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

三井住友海上あいおい生命のお客さま専用無料電話相談サービス

三井住友海上あいおい生命の保険商品をご契約いただけますと、健康・医療、介護、育児、暮らし等に関するお客さまのお悩みに、無料電話相談サービス「満点生活応援団」をご利用いただけます。

<サービスのご利用対象者>

サービス内容	ご利用対象者
健康・医療	ご契約者・被保険者ご本人とその同居のご家族の皆さま
介護	
暮らし	
家事代行業者紹介	契約者ご本人さま(個人のお客さまのみ)

*家事代行業者紹介は、2011年10月以降「三井住友海上あいおい生命」の商品にご加入いただいたご契約者さま(個人のお客さま)専用サービスです。2011年9月以前に旧「三井住友海上きらめき生命」および旧「あいおい生命」の商品にご加入されたお客さまはご利用いただけませんのでご注意ください。
*サービスのご利用方法やサービス受付のお電話番号に関するご案内は、ご契約後にお届けする保険証券に同封しております。

お問い合わせは、お気軽に
(通話料無料)

通販デスク 0120-506-252

月曜日~金曜日
9:00~17:00
(土日・祝日・年末年始を除きます)

のご案内は商品の概要を説明しています。ご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり(抜粋)」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川12-27-2

通販デスク TEL:0120-506-252(無料)

受付時間 月~金 9:00~17:00(土日・祝日・年末年始を除きます)

http://www.msa-life.co.jp

[MS]B2504-4 10,000 2014.9.29 (改・一) 65 登2014-E-028(2014.9.29)

パンフレット

改定

2014.9

通販専用

立ちどまらない保険。

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

新ガン保険α

(低解約返戻金特則付)無配当

しっかり、とっても安心。



あなたを力強く支える「新ガン保険α」!

ガンによる入院・手術などを手厚くサポートします。

基本
プラン

保障充実
プラン

からお客さまのニーズに合わせてお選びいただけます。

● 保険料の払込期間は「60歳払込満了」「終身払」からお選びいただけます。

60歳払込
満了とは…

保険料のお払込みは60歳※までとなります。
(将来の保険料負担をなくすことができます。)

※満60歳を迎えられた後に到来する最初の契約当日の前日までのお払込みであり、契約当日が5月1日であれば満60歳になられた後に到来する最初の4月30日までのお払込みとなります。契約当日とは、ご契約後の保険期間中に迎える契約日に対応する日のことをいいます。

終身払とは…

保険料のお払込みが一生涯にわたります。
(月々の保険料負担を軽減できます。)

一生涯続く
終身保障



保障充実 プラン

P.5をご参照ください。

基本プラン

P.3をご参照ください。

ガン治療のための入院・手術等をしっかりサポート

入院	5日以内の入院:ガン入院給付金日額×5 6日以上入院:ガン入院給付金日額×入院日数
ガンの治療を目的として入院されたとき ガン入院給付金	回数制限なし 日帰り入院から入院5日目まで一律5日分をお受け取りいただけます。

※日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払有無により判断します。

手術	
ガンの治療を目的として手術を受けたとき ガン手術給付金	回数制限なし ガン入院給付金日額の20倍をお受け取りいただけます。

※放射線照射(粒子線治療を含む)・温熱療法も対象です。対象となる手術は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

死亡	
死亡されたとき 死亡給付金	解約返戻金相当額 被保険者がお亡くなりになられたとき、主契約・各特約の解約返戻金に相当する額を死亡給付金としてお支払いします。

※ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)については、死亡給付金はありません。

診断	
ガンと診断されたとき(再発による入院も含む) ガン診断給付金	回数制限なし 初めてガンと診断確定されたとき、およびその後2年以上経過してガンにより入院されたとき、お受け取りいただけます。

※ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日からその日を含めて2年以内に、再度ガン診断給付金のお支払事由に該当した場合には、ガン診断給付金をお支払いしません。

先進医療	
ガンの診断や治療で、先進医療を受けたとき ガン先進医療給付金	実費払 ガンを直接の原因として先進医療による療養を受けられたとき、お受け取りいただけます。 先進医療にかかわる技術料と約款所定の交通費・宿泊費(保険期間通算2,000万円まで)

※宿泊費は1泊につき1万円を限度とします。
※先進医療の保障は、医療技術、医療機関および適応症等によってはお支払対象とならないことがありますのでご注意ください。

退院後の療養までしっかりサポート

退院	回数制限なし	1回の退院につきガン入院給付金日額の20倍をお受け取りいただけます。
ガンによる20日以上入院をされた後、無事退院されたとき 在宅療養給付金		

※在宅療養給付金が支払われた最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に、再度主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した場合、その入院については、在宅療養給付金をお支払いしません。

ガンの通院治療	入院の有無を問わずガンの治療を目的として通院されたとき、お受け取りいただけます。
ガンの治療を目的として通院されたとき(支払対象期間中は何日でも保障) ガン治療通院給付金	次の期間(支払対象期間)中の通院が対象になります。 ① 初めてガンと診断確定された日から5年間 ② 最終の支払対象期間が満了した日の翌日以後に次のいずれかに該当した日から5年間 ・ガンが再発したと診断確定されたとき ・ガンが他の臓器に転移したと診断確定されたとき ・ガンが新たに生じたと診断確定されたとき ・ガンの治療を目的として入院されたとき注

ガンの治療として一般的な、手術・放射線治療・抗がん剤(点滴・注射のほか経口投与によるものを含みます)治療をはじめとして、ホルモン剤を用いたホルモン療法・免疫療法・緩和療法等で通院された場合も保障します。ただし通院とは医師による治療が必要であり、約款所定の病院または診療所で外来による診察・投薬・処置・手術・その他の治療を受けることをいいます。

注 最終の支払対象期間が満了した日の翌日にガンで継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなします。
※通院には往診を含みます。ただし、検査や経過観察のための通院、美容上の処置による通院、治療処置を伴わない薬剤または治療材料の購入、受取りのみの通院等は該当しません。また、ガンの治療に伴い生じた合併症の治療のための通院は該当しません。

● ガンの保障が一生涯

- 一生涯のうち約2人に1人は「ガン」にかかる可能性があるといわれています。さまざまなガン治療に対応できる保障が一生続きます。
公益財団法人 がん研究振興財団「がんの統計'13」

● 初期のガン(上皮内ガン等)から幅広く保障

- 上皮内ガン等に対する早期治療にも安心です。
- 上皮内ガンの場合でも、給付金を減額することなくお受け取りいただけます。

？ 「上皮内ガン」とは

上皮内ガンとは、皮膚等の表層の腫瘍や、消化器官・臓器等の粘膜内にとどまり、より深部に広がっていないごく早期のガンのことをいいます。

※この保険の対象となるガンは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された悪性新生物および上皮内新生物です。詳細は「ご契約のしおり・約款」によりご確認ください。

● 入院や手術を何度でも保障

- ガン入院給付金とガン手術給付金には、支払日数・回数の制限がありません。
- 転院や再入院した場合、入院が長期化した場合も安心です。

基本プラン

保険期間：終身
 保険料払込期間：60歳払込満了もしくは終身払

保障内容	日額20,000円プラン	日額10,000円プラン	日額5,000円プラン	お支払事由
主契約	日帰り入院から入院5日目まで一律 100,000円	日帰り入院から入院5日目まで一律 50,000円	日帰り入院から入院5日目まで一律 25,000円	ガンの治療を目的として入院されたとき
入院	入院6日目以降は1日につき 20,000円 ※日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をい、入院基本料の支払有無により判断します。	入院6日目以降は1日につき 10,000円	入院6日目以降は1日につき 5,000円	
手術	手術1回につき 40万円	手術1回につき 20万円	手術1回につき 10万円	
ガン診断給付特約α 診断	1回につき 200万円	1回につき 100万円	1回につき 50万円	ガンと診断確定されたとき(再発による入院も含む)
ガン先進医療特約α 先進医療	先進医療にかかわる 技術料と約款所定の交通費・宿泊費(1泊につき1万円を限度) 通算2,000万円まで			ガンを直接の原因として先進医療による療養を受けたとき
被保険者がお亡くなりになられたとき、主契約・各特約の解約返戻金に相当する額を 死亡給付金 としてお支払いします。				

POINT 今やガンは治る時代。“不治の病”ではなくなりました。早期に発見できれば、かなりの確率で治療できるといわれています。しかし、一度治療したとしても再発の心配があります。初期のガンと再発のリスクに備えておくことが大切です。

参考 ガン検診等の普及により、**上皮内ガン(初期のガン)**での発見が可能になっています。

検診で上皮内ガンとして発見される割合	大腸がん	子宮がん	肺がん	乳がん
公益財団法人 がん研究振興財団「がんの統計05」	36.3%	51.1%	0.4%	5.9%

ガンになっても自分らしい生活を送るために

ガンと診断されたときから、精神的な不安やいろいろな痛みを抱えることになります。治療にともなうストレスを少しでも減らし、自分らしい生活を送ることが大切です。入院や手術等治療にかかわる費用以外に、用途を限らず幅広く使える費用があると安心です。

治療の選択

- **セカンドオピニオンの利用**
主治医以外の医師に意見を求めることで、自分にふさわしい治療を選ぶことができます。
- **自由診療**
先進医療だけでなく自由診療にも体への負担が小さく効果が高い治療があります。ただ、自由診療は公的医療保険対象外のため全額自己負担になります。

治療後のケア

- **かつら**
抗がん剤治療中、副作用として脱毛してしまうことがあります。
- **再発の予防**
定期検診(PET検診)の費用がかかります。
- **眉・まつげのケア**
抗がん剤の副作用で髪の毛だけでなく、眉やまつげがぬけてしまうこともあります。

「先進医療」とは?

大学病院等の医療機関で研究・開発された最新の医療技術の中で、安全性と治療効果を確保したうえで、一般の保険診療との併用(混合診療)が認められた制度を「先進医療」といいます。診察・検査等一般の保険診療と共通する部分は公的医療保険制度の対象(保険診療)になりますが、先進医療にかかわる費用は全額自己負担(保険外診療)です。先進医療は高額な費用がかかる場合がありますが、治療の選択肢として備えておきたいものです。たとえば、ガン組織へピンポイントで照射する重粒子線や陽子線を使った粒子線治療は、体への負担が少なく治療効果が見込めます。この特約における「先進医療」とは、厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養(平成18年厚生労働省告示第495号)第1条第1号に規定する先進医療をいいます。(ご留意ください)

- **医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、お支払対象外となります。**
 - **お支払対象となる医療技術、医療機関および適応症等が追加される場合があります。**
- この特約の保険期間中に、新たに厚生労働大臣の承認を得て先進医療の対象となった医療技術等はガン先進医療給付金のお支払対象となります。
- **医療技術、医療機関および適応症によっては、将来的にお支払対象外となる場合があります。**
- 一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって受療された日現在で「先進医療」に該当していない場合、ガン先進医療給付金のお支払対象外となります。したがって、ご契約時に対象となっていた医療技術、医療機関および適応症であってもお支払対象外となる可能性があります。

※同一の被保険者が当社の先進医療関係特約(先進医療特約、先進医療特約α、先進医療特約(無解約返戻金型)、一時払先進医療特約、ガン先進医療特約、ガン先進医療特約α)を複数契約することはできません。

お受取例

(日額20,000円プランにご契約の場合)

大腸の上皮内ガンと診断確定。3日間入院し、内視鏡手術を受けた。

ガン診断給付金
200万円

ガン入院給付金
10万円
(2万円×5日分)

ガン手術給付金
40万円

給付金合計
250万円

保険料表

月払保険料
(口座振替扱・クレジットカード扱)

プラン	日額20,000円プラン				日額10,000円プラン				日額5,000円プラン			
	60歳払込満了		終身払		60歳払込満了		終身払		60歳払込満了		終身払	
払込方法	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
性別	4T	4U	4V	4X	4Y	4Z	5T	5U	5V	5X	5Y	5Z
プランコード												
契約年齢(歳)	※保険料はご契約時のまま変わりません。(単位:円)											
18	5,907	4,912	4,521	3,769	3,006	2,511	2,305	1,929	1,555	—	—	—
19	6,048	5,035	4,601	3,797	3,077	2,573	2,345	1,943	1,591	—	—	—
20	6,214	5,120	4,667	3,831	3,160	2,616	2,378	1,960	1,633	—	—	—
21	6,423	5,245	4,773	3,897	3,265	2,679	2,431	1,993	1,686	—	—	—
22	6,603	5,399	4,863	3,953	3,356	2,756	2,476	2,021	1,732	—	—	—
23	6,804	5,553	4,953	4,005	3,457	2,834	2,521	2,047	1,783	—	—	—
24	7,053	5,674	5,065	4,061	3,582	2,895	2,577	2,075	1,846	1,505	—	—
25	7,270	5,839	5,203	4,133	3,691	2,978	2,646	2,111	1,901	1,547	—	—
26	7,554	6,008	5,301	4,193	3,834	3,063	2,695	2,141	1,974	1,590	—	—
27	7,825	6,166	5,423	4,289	3,970	3,143	2,756	2,189	2,042	1,631	—	—
28	8,106	6,348	5,547	4,329	4,111	3,235	2,818	2,209	2,113	1,678	—	—
29	8,378	6,578	5,675	4,411	4,248	3,351	2,882	2,250	2,183	1,737	—	—
30	8,743	6,753	5,807	4,473	4,431	3,439	2,948	2,281	2,275	1,782	1,518	—
31	9,056	7,021	5,963	4,559	4,588	3,574	3,026	2,324	2,354	1,850	1,557	—
32	9,466	7,235	6,141	4,625	4,794	3,682	3,115	2,357	2,458	1,905	1,602	—
33	9,872	7,519	6,283	4,735	4,998	3,825	3,186	2,412	2,561	1,978	1,637	—
34	10,353	7,798	6,473	4,805	5,240	3,966	3,281	2,447	2,683	2,050	1,685	—
35	10,855	8,085	6,643	4,893	5,492	4,111	3,366	2,491	2,810	2,124	1,727	—
36	11,377	8,481	6,821	4,985	5,754	4,311	3,455	2,537	2,942	2,226	1,772	—
37	11,961	8,818	7,021	5,077	6,047	4,481	3,555	2,583	3,090	2,312	1,822	—
38	12,597	9,203	7,249	5,189	6,367	4,675	3,669	2,639	3,252	2,411	1,879	—
39	13,277	9,633	7,481	5,281	6,709	4,892	3,785	2,685	3,425	2,521	1,937	—
40	14,054	10,074	7,719	5,375	7,099	5,115	3,904	2,732	3,621	2,635	1,996	—
41	14,885	10,576	7,963	5,467	7,517	5,368	4,026	2,778	3,833	2,764	2,057	—
42	15,841	11,120	8,211	5,579	7,997	5,642	4,150	2,834	4,075	2,903	2,119	—
43	16,868	11,740	8,485	5,673	8,513	5,956	4,287	2,881	4,335	3,064	2,188	—
44	18,056	12,420	8,765	5,789	9,110	6,299	4,427	2,939	4,637	3,238	2,258	1,514
45	19,338	13,168	9,033	5,909	9,754	6,677	4,561	2,999	4,962	3,431	2,325	1,544
46	20,846	14,073	9,347	5,989	10,512	7,134	4,718	3,039	5,345	3,664	2,403	1,564
47	22,545	15,090	9,625	6,117	11,366	7,648	4,857	3,103	5,776	3,927	2,473	1,596
48	24,557	16,279	9,973	6,245	12,377	8,248	5,031	3,167	6,287	4,232	2,560	1,628
49	26,880	17,702	10,327	6,377	13,545	8,967	5,208	3,233	6,877	4,599	2,648	1,661
50	29,660	19,328	10,669	6,513	14,942	9,788	5,379	3,301	7,583	5,018	2,734	1,695
51	33,067	21,395	11,063	6,633	16,654	10,832	5,576	3,361	8,447	5,550	2,832	1,725
52	37,286	23,932	11,482	6,771	18,775	12,114	5,785	3,430	9,519	6,205	2,936	1,759
53	42,790	27,186	11,850	6,897	21,542	13,758	5,969	3,493	10,918	7,044	3,028	1,791
54	50,138	31,614	12,262	7,061	25,235	15,995	6,175	3,575	12,783	8,185	3,131	1,832
55	60,390	37,719	12,660	7,205	30,389	19,080	6,374	3,647	15,388	9,760	3,231	1,868
56	75,959	47,051	13,146	7,353	38,216	23,796	6,617	3,721	19,344	12,168	3,352	1,905
57	101,943	62,629	13,614	7,503	51,279	31,668	6,851	3,796	25,947	16,187	3,469	1,942
58	—	—	14,092	7,637	—	—	7,090	3,863	—	—	3,589	1,976
59	—	—	14,538	7,792	—	—	7,313	3,940	—	—	3,700	2,014
60	—	—	15,072	7,938	—	—	7,580	4,013	—	—	3,834	2,050
61	—	—	15,620	8,126	—	—	7,854	4,107	—	—	3,971	2,097
62	—	—	16,156	8,282	—	—	8,122	4,185	—	—	4,105	2,136
63	—	—	16,744	8,464	—	—	8,416	4,276	—	—	4,252	2,182
64	—	—	17,366	8,654	—	—	8,727	4,371	—	—	4,407	2,229
65	—	—	17,994	8,888	—	—	9,041	4,488	—	—	4,564	2,288
66	—	—	18,646	9,092	—	—	9,367	4,590	—	—	4,727	2,339
67	—	—	19,364	9,342	—	—	9,726	4,715	—	—	4,907	2,401
68	—	—	20,106	9,576	—	—	10,097	4,832	—	—	5,092	2,460
69	—	—	20,826	9,832	—	—	10,457	4,960	—	—	5,272	2,524
70	—	—	21,600	10,088	—	—	10,844	5,088	—	—	5,466	2,588
71	—	—	22,318	10,346	—	—	11,203	5,217	—	—	5,645	2,652
72	—	—	23,142	10,602	—	—	11,615	5,345	—	—	5,851	2,716
73	—	—	23,958	10,856	—	—	12,023	5,472	—	—	6,055	2,780
74	—	—	24,796	11,108	—	—	12,442	5,598	—	—	6,265	2,843
75	—	—	25,630	11,362	—	—	12,859	5,725	—	—	6,473	2,906

※上記保険料には特約保険料を含みます。
 ※「被保険者年齢0~17歳の保険料」「年払・半年払保険料」につきましては、通販デスクまで照会ください。

保障充実プラン

保険期間：終身
 保険料払込期間：60歳払込満了もしくは終身払

保障内容	日額20,000円プラン	日額10,000円プラン	日額5,000円プラン	お支払事由
入院	日帰り入院から入院5日目まで一律 100,000円 入院6日目以降は1日につき 20,000円 <small>※日帰り入院とは入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払有無により判断します。</small>	日帰り入院から入院5日目まで一律 50,000円 入院6日目以降は1日につき 10,000円	日帰り入院から入院5日目まで一律 25,000円 入院6日目以降は1日につき 5,000円	ガンの治療を目的として入院されたとき
手術	手術1回につき 40万円	手術1回につき 20万円	手術1回につき 10万円	ガンの治療を目的として手術を受けたとき
ガン診断給付特約α	1回につき 200万円	1回につき 100万円	1回につき 50万円	ガンと診断確定されたとき(再発による入院も含む)
ガン先進医療特約α	先進医療にかかわる 技術料と約款所定の交通費・宿泊費(1泊につき1万円を限度) 通算2,000万円まで			ガンを直接の原因として先進医療による療養を受けたとき

被保険者がお亡くなりになられたとき、主契約・各特約の解約返戻金に相当する額を**死亡給付金**としてお支払いします。
※ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)については、保険期間を通じて解約返戻金がないため、死亡給付金はありません。



在宅療養給付特約α	一時金として 40万円	一時金として 20万円	一時金として 10万円	ガンによる20日以上入院をされた後、無事退院されたとき
ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)	1日につき 20,000円	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	ガンの治療を目的とした通院をされたとき(往診も含む)

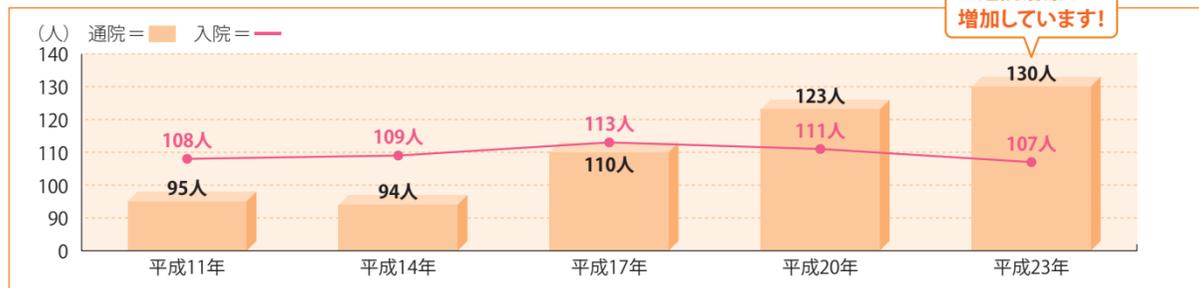
在宅療養給付特約αとは?

ガンの治療後に無事退院されたとき、再発防止のための検査や検診、通院にかかる費用や体調管理に必要な費用等、さまざまな負担がかかります。このような退院後の負担をサポートすることで、お客さまに安心して療養していただくための保障です。

参考 通院でのガン治療が増えています。

近年、通院をしながらガン治療(抗がん剤治療や放射線照射等)をおこなうことが増えています。仕事や日常生活を続けながらガン治療に取り組むことができるため、患者さんの生活の質を保つことができます。

ガンの外来・入院受療率の推移(人口10万対)



厚生労働省「平成23年 患者調査」

お受取例

(日額20,000円プランにご契約の場合)

胃ガンと診断確定。22日間入院し、胃切除術を受けた。

ガン診断給付金 200万円	+	ガン入院給付金 44万円 (2万円×22日分)	+	ガン手術給付金 40万円	+	在宅療養給付金 40万円	➔	給付金合計 324万円
-------------------------	---	--------------------------------------	---	------------------------	---	------------------------	---	------------------------

保険料表

月払保険料
(口座振替扱・クレジットカード扱)

〈基本プラン+退院+ガンの通院治療〉

プラン	日額20,000円プラン				日額10,000円プラン				日額5,000円プラン			
	60歳払込満了		終身払		60歳払込満了		終身払		60歳払込満了		終身払	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
プランコード	6T	6U	6V	6X	6Y	6Z	7T	7U	7V	7X	7Y	7Z
契約年齢(歳)	※保険料はご契約時のまま変わりません。(単位:円)											
18	7,667	6,772	5,961	5,269	3,886	3,441	3,025	2,679	1,995	1,775	1,557	—
19	7,848	6,955	6,061	5,337	3,977	3,533	3,075	2,713	2,041	1,822	1,582	—
20	8,054	7,100	6,167	5,391	4,080	3,606	3,128	2,740	2,093	1,859	1,608	—
21	8,323	7,285	6,293	5,477	4,215	3,699	3,191	2,783	2,161	1,906	1,640	—
22	8,563	7,479	6,403	5,573	4,336	3,796	3,246	2,831	2,222	1,954	1,667	—
23	8,824	7,693	6,513	5,645	4,467	3,904	3,301	2,867	2,288	2,009	1,695	—
24	9,113	7,874	6,665	5,721	4,612	3,995	3,377	2,905	2,361	2,055	1,733	—
25	9,410	8,119	6,823	5,853	4,761	4,118	3,456	2,971	2,436	2,117	1,772	1,530
26	9,754	8,348	6,961	5,933	4,934	4,233	3,525	3,011	2,524	2,175	1,807	1,550
27	10,105	8,566	7,143	6,069	5,110	4,343	3,616	3,079	2,612	2,231	1,852	1,584
28	10,466	8,828	7,287	6,149	5,291	4,475	3,688	3,119	2,703	2,298	1,888	1,604
29	10,818	9,138	7,455	6,291	5,468	4,631	3,772	3,190	2,793	2,377	1,930	1,639
30	11,263	9,413	7,627	6,393	5,691	4,769	3,858	3,241	2,905	2,447	1,973	1,665
31	11,676	9,781	7,823	6,499	5,898	4,954	3,956	3,294	3,009	2,540	2,022	1,691
32	12,206	10,075	8,081	6,605	6,164	5,102	4,085	3,347	3,143	2,615	2,087	1,718
33	12,712	10,479	8,263	6,775	6,418	5,305	4,176	3,432	3,271	2,718	2,132	1,760
34	13,313	10,878	8,513	6,865	6,720	5,506	4,301	3,477	3,423	2,820	2,195	1,783
35	13,935	11,305	8,723	6,993	7,032	5,721	4,406	3,541	3,580	2,929	2,247	1,815
36	14,577	11,821	8,961	7,165	7,354	5,981	4,525	3,627	3,742	3,061	2,307	1,858
37	15,321	12,338	9,201	7,297	7,727	6,241	4,645	3,693	3,930	3,192	2,367	1,891
38	16,137	12,883	9,509	7,449	8,137	6,515	4,799	3,769	4,137	3,331	2,444	1,929
39	16,997	13,473	9,801	7,601	8,569	6,812	4,945	3,845	4,355	3,481	2,517	1,967
40	17,974	14,074	10,099	7,715	9,059	7,115	5,094	3,902	4,601	3,635	2,591	1,995
41	19,005	14,796	10,403	7,887	9,577	7,478	5,246	3,988	4,863	3,819	2,667	2,038
42	20,261	15,580	10,711	8,059	10,207	7,872	5,400	4,074	5,180	4,018	2,744	2,081
43	21,568	16,460	11,045	8,193	10,863	8,316	5,567	4,141	5,510	4,244	2,828	2,115
44	23,056	17,420	11,425	8,389	11,610	8,799	5,757	4,239	5,887	4,488	2,923	2,164
45	24,758	18,488	11,793	8,549	12,464	9,337	5,941	4,319	6,317	4,761	3,015	2,204
46	26,626	19,733	12,207	8,689	13,402	9,964	6,148	4,389	6,790	5,079	3,118	2,239
47	28,805	21,150	12,585	8,857	14,496	10,678	6,337	4,473	7,341	5,442	3,213	2,281
48	31,377	22,819	13,013	9,045	15,787	11,518	6,551	4,567	7,992	5,867	3,320	2,328
49	34,340	24,762	13,467	9,217	17,275	12,497	6,778	4,653	8,742	6,364	3,433	2,371
50	37,880	27,008	13,909	9,413	19,052	13,628	6,999	4,751	9,638	6,938	3,544	2,420
51	42,187	29,855	14,423	9,553	21,214	15,062	7,256	4,821	10,727	7,665	3,672	2,455
52	47,526	33,392	14,962	9,751	23,895	16,844	7,525	4,920	12,079	8,570	3,806	2,504
53	54,550	37,886	15,430	9,917	27,422	19,108	7,759	5,003	13,858	9,719	3,923	2,546
54	63,878	43,974	15,982	10,141	32,105	22,175	8,035	5,115	16,218	11,275	4,061	2,602
55	76,890	52,439	16,500	10,345	38,639	26,440	8,294	5,217	19,513	13,440	4,191	2,653
56	96,679	65,391	17,106	10,533	48,576	32,966	8,597	5,311	24,524	16,753	4,342	2,700
57	129,703	87,009	17,694	10,723	65,159	43,858	8,891	5,406	32,887	22,282	4,489	2,747
58	—	—	18,292	10,917	—	—	9,190	5,503	—	—	4,639	2,796
59	—	—	18,878	11,112	—	—	9,483	5,600	—	—	4,785	2,844
60	—	—	19,552	11,338	—	—	9,820	5,713	—	—	4,954	2,900
61	—	—	20,240	11,566	—	—	10,164	5,827	—	—	5,126	2,957
62	—	—	20,916	11,782	—	—	10,502	5,935	—	—	5,295	3,011
63	—	—	21,664	12,024	—	—	10,876	6,056	—	—	5,482	3,072
64	—	—	22,426	12,254	—	—	11,257	6,171	—	—	5,672	3,129
65	—	—	23,214	12,528	—	—	11,651	6,308	—	—	5,869	3,198
66	—	—	24,026	12,792	—	—	12,057	6,440	—	—	6,072	3,264
67	—	—	24,904	13,062	—	—	12,496	6,575	—	—	6,292	3,331
68	—	—	25,846	13,356	—	—	12,967	6,722	—	—	6,527	3,405
69	—	—	26,706	13,652	—	—	13,397	6,870	—	—	6,742	3,479
70	—	—	27,640	13,948	—	—	13,864	7,018	—	—	6,976	3,553
71	—	—	28,478	14,246	—	—	14,283	7,167	—	—	7,185	3,627
72	—	—	29,462	14,562	—	—	14,775	7,325	—	—	7,431	3,706
73	—	—	30,398	14,856	—	—	15,243	7,472	—	—	7,665	3,780
74	—	—	31,356	15,168	—	—	15,722	7,628	—	—	7,905	3,858
75	—	—	32,310	15,442	—	—	16,199	7,765	—	—	8,143	3,926

※上記保険料には特約保険料を含みます。
 ※「被保険者年齢0~17歳の保険料」「年払・半年払保険料」につきましては、通販デスクまで照会ください。

ご契約時にご確認いただきたいことから



大事なところだから必ず確認してね。

！ ガンに関する保障の責任開始について

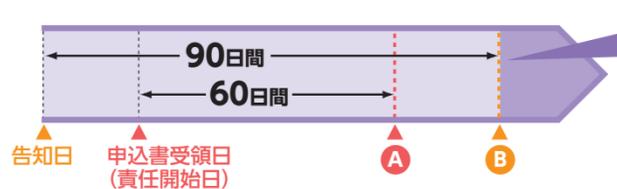
ガンに関する保障は、ご契約後、一定期間を経過した後に開始します。

口座振替扱・クレジットカード扱の場合、次のAまたはBのいずれか遅い日をガン給付責任開始日としてガンに関する保障を開始します。(ガン給付責任開始期)

A 責任開始日(*)からその日を含めて60日を経過した日の翌日

B 告知日からその日を含めて90日を経過した日の翌日

(*)「申込書受領日」または「告知日」のいずれか遅い日が責任開始日となります。



左記例の場合は、**B**の日からガンに関する保障を開始します。

●ガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、保険契約は無効となります。

保障内容について

①～⑥の項目は、**！ お支払事由および給付に際しての制限事項**によりご確認ください。

		給付金	お支払事由(お支払いできる場合)
基本プラン	主契約	ガン入院給付金 ①	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンで入院されたとき
		ガン手術給付金 ②	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的とした約款所定の手術を受けられたとき
		死亡給付金	死亡されたとき
ガン診断給付特約α	ガン診断給付金 ③	次のいずれかに該当されたとき ・ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき ・本給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を過ぎてガンによる入院を開始されたとき	
	死亡給付金	死亡されたとき	
ガン先進医療特約α	ガン先進医療給付金 ④	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンで約款所定の先進医療による療養を受けられたとき	
	死亡給付金	死亡されたとき	
在宅療養給付特約α	在宅療養給付金 ⑤	ガン入院給付金の支払われる入院をされ、入院日数が継続して20日以上となった後、生存して退院されたとき	
	死亡給付金	死亡されたとき	
ガン治療通院給付特約(無解約返戻金型)	ガン治療通院給付金 ⑥	ガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンの治療を目的として通院されたとき	

！ お支払事由および給付に際しての制限事項

- ガン入院給付金の支払われる入院を2回以上した場合、2回目以後のその入院が、最初の入院を開始する直接の原因となったガン(以下「原発ガン」といいます)の治療を目的としているときは、原発ガンの治療を目的とする継続した1回の入院とみなします。ただし、ガン入院給付金が支払われた最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たに生じたガンによる入院とみなします。
- ガン手術給付金のお支払回数の限度はありません。ただし、一部の手術(ファイバースコープによる手術等)は60日間に1回の給付限度があります。
- ガン診断給付金が支払われることとなった診断確定日または最終の入院の開始日から、その日を含めて2年を経過した日の翌日にガンにより継続入院中の場合には、2年を経過した日の翌日に入院を開始されたものとみなします。
- ガン先進医療給付金は、受療した先進医療にかかわる技術料と約款所定の交通費・宿泊費(1泊につき1万円を限度)をお支払いします。なお、保険期間を通じて2,000万円が限度です。
- 在宅療養給付金が支払われた最終の入院の退院日からその日を含めて30日以内に、再度主契約のガン入院給付金が支払われる入院を開始した場合、その入院については、在宅療養給付金をお支払いしません。
- 次の期間(支払対象期間)中の通院が対象になります。
 - ガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定された日からその日を含めて5年間
 - 最終の支払対象期間が満了した日の翌日以後に次のいずれかに該当した日からその日を含めて5年間
 - (1)ガンが再発したと診断確定されたとき
 - (2)ガンが他の臓器に転移したと診断確定されたとき
 - (3)ガンが新たに生じたと診断確定されたとき
 - (4)ガンの治療を目的として入院されたとき
 ※最終の支払対象期間が満了した日の翌日にガンで継続入院中の場合には、その日に入院を開始したものとみなします。

保険料の払込免除について

- 被保険者が責任開始期以後に発生した病気やケガを原因として、約款所定の高度障害状態になられたときは、以後(保険料払込期間満了日まで)の保険料のお払込みは不要になります。
- 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故によるケガを直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたときは、以後(保険料払込期間満了日まで)の保険料のお払込みは不要になります。
- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
 - ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の犯罪行為によるとき 等

給付金のご請求について

給付金のお支払事由が生じた場合には、速やかに当社までご連絡ください。お手続きについてご案内申し上げます。

ご契約が無効となる場合について

被保険者が告知時以前または告知時からガン給付責任開始期までの間にガンと診断確定されていた場合には、ご契約者または被保険者がその事実を知っていると知っていないとにかかわらず、保険契約は無効となり、給付金等をお支払いすることはできません。この場合、付加されている特約も無効となります。

配当金について

- この保険には、主契約・特約とも契約者配当金はありません。

「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」について

保険種類・特約をお選びいただく際には「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」をご覧ください。この保険は「保険種類のご案内」に記載されている疾病・医療保険(新ガン保険α[無配当])です。「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」は、通販デスクまでご請求ください。

ご契約の際には「ご契約のしおり(抜粋)」等を必ずご覧ください

「ご契約のしおり(抜粋)」および後ほどお送りする「ご契約のしおり・約款」には次のようなご契約にともなう大切なことがらや必要な保険の知識などを説明していますので、必ずご一読のうえ大切に保管してください。

- 個人情報の取扱いについて
- 健康状態・ご職業等の告知義務について
- 保険会社の責任開始期について
- 給付金等をお支払いできない場合について
- お申込内容等の確認をさせていただくことがあります
- 解約と解約返戻金について

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、通販デスクまでご連絡ください。

取引時確認(本人確認)について 法律の定めにより、ご契約時に運転免許証や健康保険証の提示を受けるなどの方法によりご本人の確認をさせていただくことがあります。また、満期保険金や契約者貸付金・解約返戻金等のお支払い時、名義変更時等の場合にもご本人の確認をさせていただくことがあります。

お申し込み方法について



お申し込み前に
しっかり読んでね。

1 ご契約いただく前に必ずお読みください。

- この商品についてのご確認いただきたいことがP.7~8に記載しておりますので、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり(抜粋)」とともに、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- これらの書面をお読みいただくことは重要です。特に「給付金等をお支払いできない場合について」「第1回保険料のお支払いについて」等、お客さまにとって不利益となる部分については、しっかりとお読みいただくことが重要です。
- ご契約年齢は月払・口座振替扱の場合、責任開始日の属する月の翌月1日(契約日)時点での満年齢となります。
- 責任開始日からその日を含めて60日を経過した日の翌日、または告知日からその日を含めて90日を経過した日の翌日のいずれか遅い日をガン給付責任開始期としてガンに関する保障を開始します。ただし、ガン給付責任開始期までにガンと診断確定されていた場合には、ご契約は無効となります。

- 告知の内容、ご職業等・年齢等によっては、お引受けできない場合があります。また、当社生命保険契約の解約歴や失効歴、無効歴のあるお客さまのお申し込みにつきましても、お取扱いをお断りすることがありますのでご了承ください。
- お申込みは被保険者お一人さまにつき、1契約のお取扱いとなります。ただし、他の保険種類との重複申込みは可能です。なお、当社の先進医療関係特約(先進医療特約、先進医療特約α、先進医療特約(無解約返戻金型)、一時払先進医療特約、ガン先進医療特約を含む)をすでにご契約いただいている場合には、ガン先進医療特約αなしでご契約いただきます。(先進医療関係特約は複数契約することはできません。)この場合の保険料については通販デスク(通話料無料)にお問い合わせください。
- ご契約のお申込みの際、またはご契約成立後に当社の委託した者が、お申込内容や告知内容についてのご確認にお伺いすることがありますので、その際はよろしくお願いたします。**

2 次に、同封されている以下の4つの書類に必要事項をご記入ください。

- 申込書 意向確認書 告知書 預金口座振替依頼書 兼 クレジットカード支払申込書

※告知内容によってはご契約をお引受けできない場合やご契約内容が変更となる場合があります。

3 4つの書類を返信用封筒に入れてポストに投函してください。

4 お申込書類を受け付けたあとは、通常以下のスケジュール(例)ですすめさせていただきます。

●保険料のお支払い方法は、クレジットカード払と口座振替からお選びいただけます。

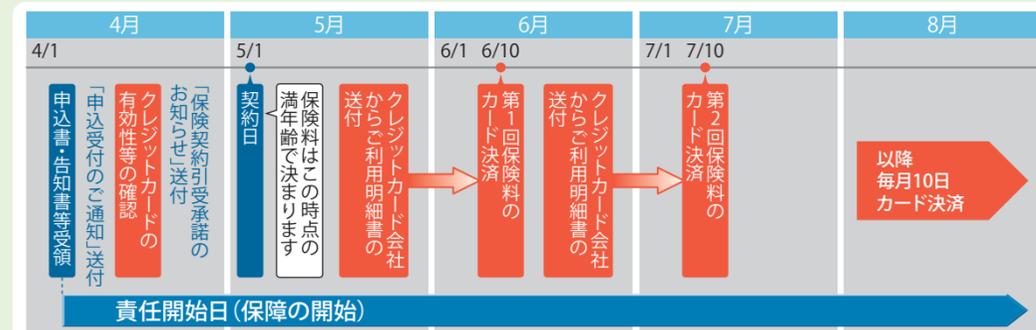
クレジットカード払を選択された場合

＜月払・クレジットカード決済が10日の場合の例＞

カード決済日やスケジュールはお客さまのクレジットカード規約に基づきます。以下の例は一般的な例ですので、詳しくはご指定いただいたクレジットカードの利用規約をご確認ください。

ご利用いただけるクレジットカード

これらのマークのある、契約者ご本人さま名義のクレジットカードがご利用いただけます。



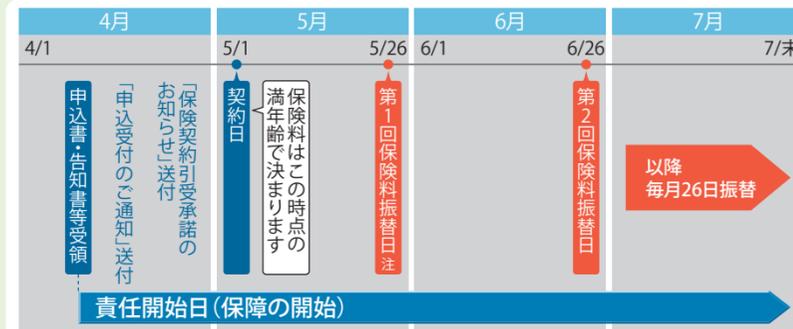
- クレジットカードの有効性等の確認時期に関わらず、当社がお引受けすることを承諾した場合には、当社がご契約の「お申込みを受けた時」、または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の責任を開始します。
- 月払契約の契約日は責任開始日の属する月の翌月1日となります。半年払・年払契約の契約日は、責任開始日となります。
- ご契約年齢は契約日における満年齢となります。
- 1契約あたり、1回分の保険料が月払は5万円以下、半年払・年払は10万円以下の場合に限りです。
 - ※有効性等の確認ができなかった場合は、以下のいずれかの手続きが必要となります。
 - ・別のクレジットカードで、手続きをしていただけます。
 - ・保険料払込方法(経路)を口座振替扱等に変更していただけます。
 - ※保険契約上の必要書類が完備せず、手続きが遅れた場合
 - ・最初に行った有効性等の確認の有効期限が切れた場合、再度有効性等の確認を行います。この結果、有効性等が確認できなかった場合は、上記と同様の手続きが必要となります。
 - ・第1回保険料のカード決済が第2回保険料と同月に行われることがあります。
 - ※保険契約が成立しなかった場合
 - ・ご提出いただいたクレジットカード支払申込書は無効とし、お客さまに返却はいたしません。

ガンに関する給付責任は、ご契約後、一定期間を経過したあとに開始します。詳しくは⑦ページの「ガンに関する保障の責任開始について」をご覧ください。

※お申込先が取扱代理店を経由する場合、当社受付までに若干日数がかかる場合があります。お申込みに際しては余裕をもってご送付いただきますようお願いいたします。

口座振替を選択された場合

＜月払(口座振替扱)の例＞



お払込のご都合がつかない場合のために、保険料の払込猶予期間を設けています。

第1回保険料の払込期間	責任開始日からその翌月末日まで
第1回保険料の払込猶予期間	上記払込期間満了日の属する月の翌月1日から翌々月末日まで

ガンに関する給付責任は、ご契約後、一定期間を経過したあとに開始します。詳しくは⑦ページの「ガンに関する保障の責任開始について」をご覧ください。

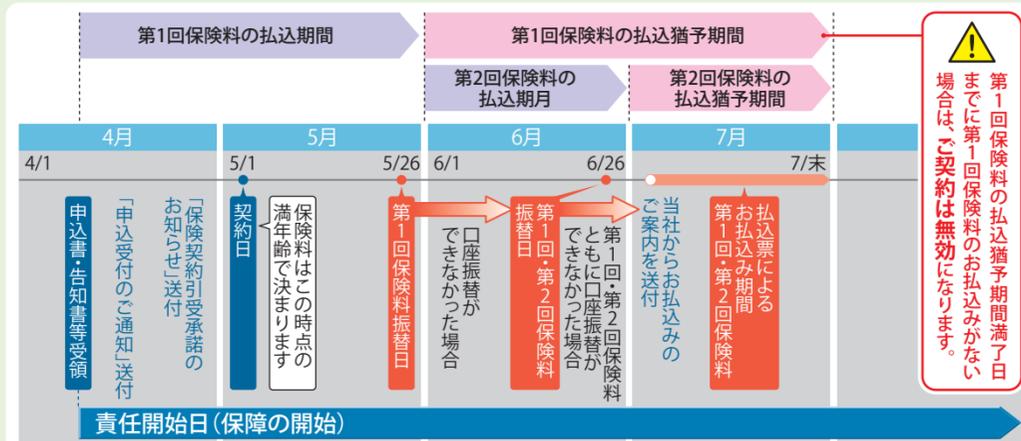
- 当社がご契約をお引受けすることを承諾した場合には、当社がご契約の「お申込みを受けた時」、または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の責任を開始します。
 - 月払契約の契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日となります。半年払・年払契約の契約日は、責任開始日となります。
 - ご契約年齢は契約日における満年齢となります。
 - 契約日の属する月の26日(金融機関休業日の場合、翌営業日となります)に、ご指定口座から第1回保険料をお振替いたします。以後、毎月26日(金融機関休業日の場合、翌営業日となります)にご指定口座からお振替いたします。ご指定の金融機関により、上記口座振替日が27日(金融機関休業日の場合、翌営業日となります)となる場合があります。
- 注 お申込みをいただく時期、ご契約の成立時期等により、第1回保険料の口座振替日に口座振替できない場合は、翌月の所定の口座振替日(第1回保険料の払込猶予期間中)に、指定口座へご請求します。(保険料の払込方法が月払の場合は、第2回保険料とともにご請求します。)

※お申込先が取扱代理店を経由する場合、当社受付までに若干日数がかかる場合があります。お申込みに際しては余裕をもってご送付いただきますようお願いいたします。

●第1回保険料のお払込みについて(月払契約・口座振替扱の場合)

第1回保険料は払込期間内にお払込みください。

- 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに、第1回保険料のお払込みがなかった場合
＜口座振替日が毎月26日の場合＞ ※口座振替日は金融機関により異なります



第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、そのご契約は無効となります。

- この場合、次のとおりお取扱いします。
 - お支払いする返戻金はありません。
 - 無効となったご契約を元に戻すことはできません。
 - 下記のご契約については、当社は一定期間(無効となったご契約の契約日から2年間)お引受けいたしません。
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)
- また、保険料の変更を伴う各種お手続き(保険金額の減額等)については、第1回保険料のお払込み後のお取扱いとなります。

以下の点にご注意ください。

- 第1回保険料の払込猶予期間中の口座振替日に保険料が口座振替できなかった場合は、当社がご案内する方法にしたがって、払込猶予期間内に保険料をお払込みください。
 - 第1回保険料のお払込みがないまま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合、当社は第1回保険料[®]を保険金・給付金等から差し引きます。なお、お支払いする保険金・給付金等の金額が第1回保険料[®]に不足する場合には、当社は保険金・給付金等をお支払いいたしません。
 - 第1回保険料のお払込みがないまま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに保険料の払込免除事由が生じた場合、第1回保険料[®]をお払込みいただけます。お払込みいただけない場合、当社は保険料の払込免除をいたしません。
- ※第2回目以後の未払込保険料があるときは、その保険料を含みます。